斑鳩町下水道事業
経営戦略

令和３年３月

斑鳩町都市建設部上下水道課

斑鳩町下水道事業経営戦略

団　　体　　名　：　斑鳩町

事　　業　　名　：　下水道事業

策　　定　　日　：令和　3　年　3　月

計　画　期　間　：令和　2　年度　～　令和　11　年度

1. 事業概要

(1)　事業の現況

①　汚　水

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年3月31日 (15年経過)	処理区域内 人口密度	72.2　人／ha
法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適用(一部適用)	流域下水道等への接続の有無	有

②　施　設

処理区数	1処理区　(大和川上流・宇陀川流域下水道(第一処理区))		
処理場数	なし	管路延長	89　千m
広域化・共同化・最適化実施状況*1	奈良県流域下水道に接続	普及率	63.4　%

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

③　使 用 料

<table>
<tr>
<td>使用料体系の
概要・考え方</td>
<td>
本町の下水道使用料体系は、使用水量区分別に金額設定しています。
具体的には、工場その他の事業所から排出される汚水のうち、その排水量が「一般排水」区分を超えるものを「中間排水」と「特定排水」に区分して料金単価を設定しています。

水量使用料（税抜）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>料　金</th></tr>
<tr><td>一般排水　300m^{3}まで
（中間排水及び特定排水以外のもの）</td><td>汚水排出量1m^{3}につき
120円</td></tr>
<tr><td>中間排水　300m^{3}を超え750m^{3}以下</td><td>汚水排出量1m^{3}につき
152円</td></tr>
<tr><td>特定排水　750m^{3}を超える分</td><td>汚水排出量1m^{3}につき
180円</td></tr>
</table>

・水質使用料
特定排水において、次表の水質区分に対応する金額の合計を当該汚水の水量使用料に加算します。

水質使用料（税抜）
<table>
<tr><th rowspan="2">水質区分</th><th colspan="2">1m^{3}当たり使用料金</th></tr>
<tr><th>生物化学的酸素要求量
（1ℓにつき5日間）</th><th>浮遊物質量</th></tr>
<tr><td>200mgを超え 300mg以下</td><td>12円</td><td>17円</td></tr>
<tr><td>300mgを超え 600mg以下</td><td>37円</td><td>49円</td></tr>
<tr><td>600mgを超え 1,000mg以下</td><td>81円</td><td>104円</td></tr>
<tr><td>1,000mgを超え1,500mg以下</td><td>138円</td><td>175円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

条例上の使用料*2 （20m^{3}あたり・税抜） ※過去3年度分を記載		実質的な使用料*3 （20m^{3}あたり・税抜） ※過去3年度分を記載	
	平成29年度　2,400　円		平成29年度　2,408　円
	平成30年度　2,400　円		平成30年度　2,408　円
	令和元年度　2,400　円		令和元年度　2,411　円

*2　条例上の使用料とは、一般家庭における20m^{3}あたりの使用料をいう。

*3　実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m^{3}を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

④　組　織

職　員　数	令和2年4月1日現在、上下水道課には、14名の職員が在籍しており、そのうち下水道事業に所属する職員は7名（部課長を含む）です。
事業運営組織	本町の下水道事業は都市建設部 上下水道課が所管しています。 （令和3年4月より下図のとおり、従来の5係から「上水道係」「工務係」「下水道係」の3係に再編される予定です。） 組織体制図 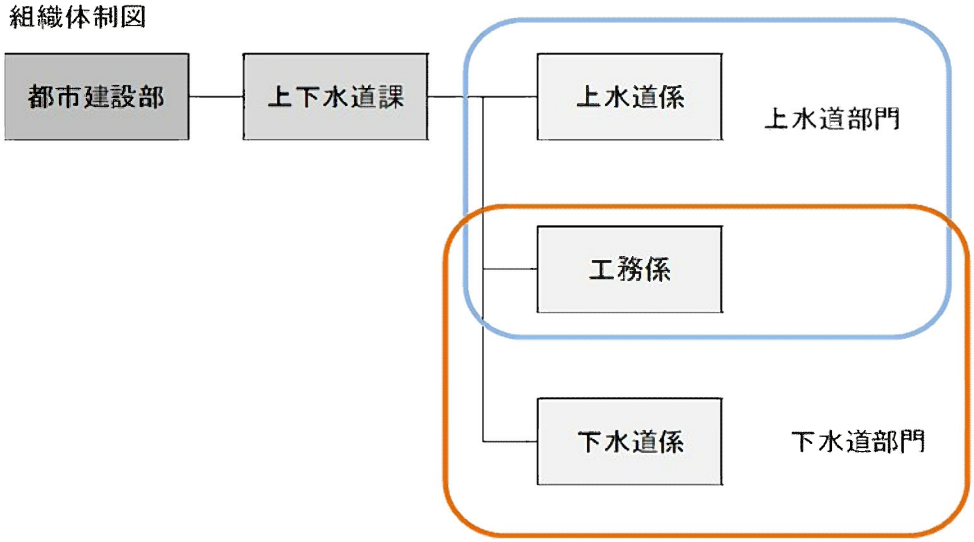

(2)　民間活力の活用等

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	下水道使用料は水道料金と同時に徴収しており、メーター検針及び徴収業務は水道事業に委任しています。
	イ　指定管理者制度	指定管理者制度は採用していません。
	ウ　PPP・PFI	PPP・PFIは導入していません。
資産活用の状況	ア　エネルギー利用　*4 （下水熱・下水汚泥・発電等）	エネルギー利用に該当事項はありません。
	イ　土地・施設等利用　*5 （未利用土地・施設の活用等）	活用可能な土地や施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)　経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度に策定・公表しました、平成30年度決算の「経営比較分析表」を添付しています。

2. 将来の事業環境

（1） 処理区域内人口の予測

全国的に人口減少が見込まれる中、本町の今後の人口も緩やかな減少傾向となると予測されます。令和元年度末現在の人口は28,210人（住民基本台帳ベース）となっていますが、将来人口の予測にあたっては、「第2期斑鳩町人口ビジョン」における戦略人口などを参考にしながら、現状の人口推移等を考慮し推計を行いました。
本町の下水道事業は平成4年から管路等の整備工事に着手、平成17年に供用を開始し、令和元年度末の公共下水道処理区域内人口は17,846人、普及率は63.4％で、今後も計画区域内の下水道整備をすすめる予定です。
上記のように町内人口は緩やかな減少傾向ですが、管路等の整備による処理区域の拡大とともに処理区域内人口の増加を見込んでいます。

（2） 有収水量の予測

有収水量については、管路等の整備による処理区域の拡大とともに処理区域内人口の増加を見込んでいることから、水洗化率向上の取組みをすすめることで、さらに増加すると見込んでいます。

（3） 使用料収入の見通し

使用料収入については、有収水量の増加に比例して増加すると見込んでいます。
そのため、下水道整備と並行して水洗化率引上げの取組みをすすめ、より多くのみなさんに使っていただくことで、下水道整備の本来の目的である生活環境及び公衆衛生の向上、水質の保全が達成できると考えています。また、現在は一般会計から基準外繰入金を含めた支援を受けていますが、町の財政状況も厳しい状況です。そのうえ、将来的に管路施設の老朽化に伴う更新費用も発生してくることから、いずれは使用料の見直しに関しても検討が必要です。

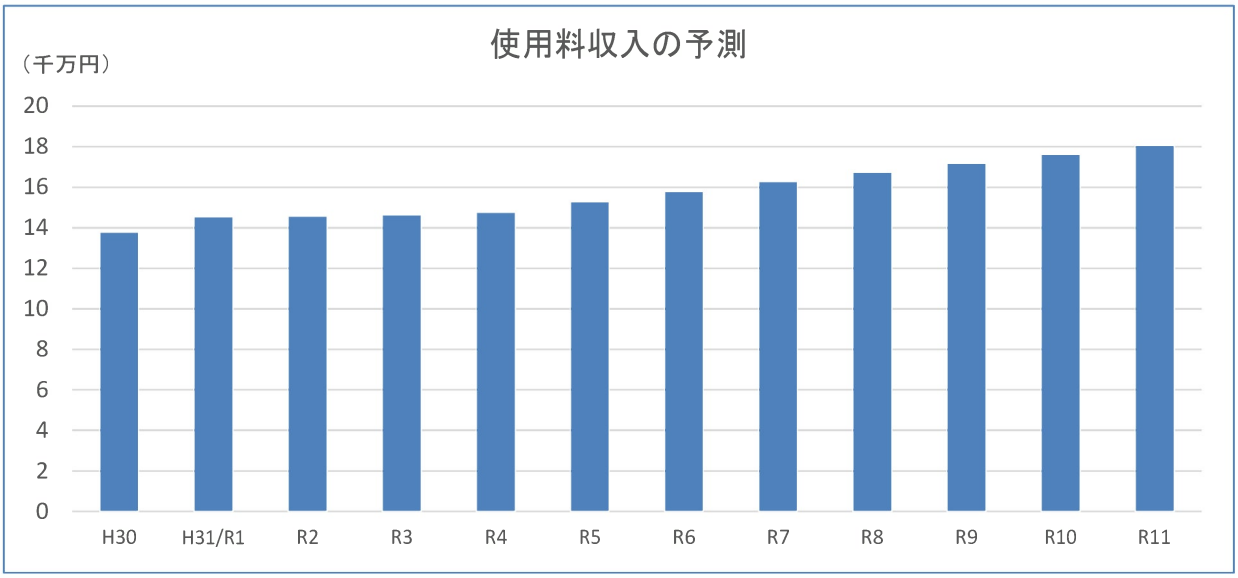

（4） 施設の見通し

本町の公共下水道施設は流域下水道関連で、処理場やポンプ場等の施設はなく管路のみです。平成17年から供用を開始したため、15年ほど使用した新しい施設ですが、将来の更新を見据え、長期的な維持管理費用の削減を視野にストックマネジメント計画の策定も含めて検討をすすめます。

（5）　組織の見通し

未普及対策の管路整備をすすめていることから、技術職員を含め現行の体制で事業をすすめながら、知識・技術の継承などを含め組織体制の強化と効率化を行っていきます。

3. 経営の基本方針

下水道事業は、斑鳩町の目指す「安全・安心、快適にくらせるまち」の対応のひとつとして、住民のみなさんの良好で快適な生活環境を確保するため、将来にわたって安定的に持続したサービスを提供する必要があります。しかし、近年の社会情勢は、人口減少と少子高齢化の進行などによる構造的課題に直面しており、自治体の行財政運営は、より厳しい状況に陥ることが懸念されています。

このような状況の中で、この先も安定した公共下水道サービスを確保するため、本町では次の基本方針に基づいた事業経営に取り組みます。

〈基本方針〉

・清潔で衛生的な快適にくらせるまちづくり

今後も計画的で効率的な公共下水道の整備をすすめることで処理区域の拡大をはかるとともに、接続啓発等により水洗化率を向上させ、より清潔で衛生的な生活環境の確保に努めます。また、多額の費用を投入して整備した供用中の管きょについては、長く使用できるよう点検・調査で状況を把握し、効率的な維持管理を行います。

・持続可能な事業運営のための経営の健全化

公共下水道サービスを安定的に持続するためには経営の健全化をすすめることが必要です。そのため、企業債残高の減少を前提に事業を精査して整備計画を見直し、企業債新規借入を計画的に実施しながら、効率的な事業運営を行います。また、水洗化の促進により健全な経営に向けた収入の確保をめざします。

・汚水処理費用についての方針

汚水処理費用については県流域下水道の維持管理負担金の占める割合が大きいことから、流域関連市町村と連携し、県と適正な維持管理費単価についての協議をすすめます。

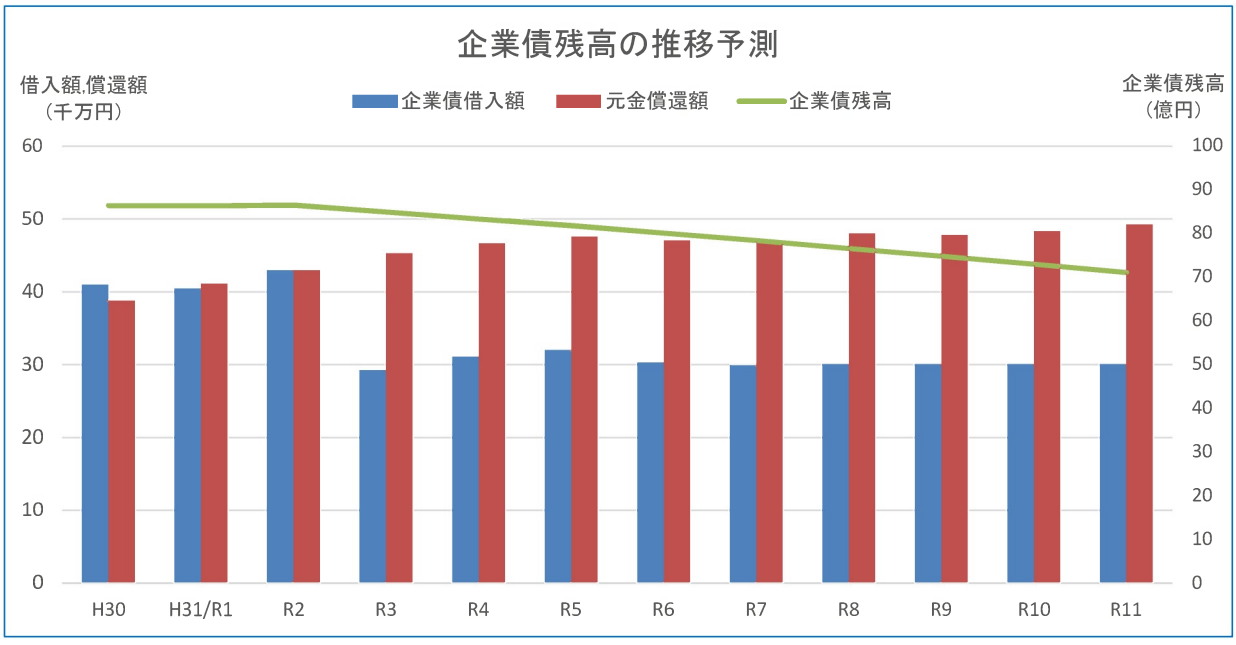

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1)投資・財政計画(収支計画):別 紙 の と お り

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	財務状況を的確に把握しながら、下水道事業計画に基づいて未普及地域の解消を目的とした管きょ整備を効率的にすすめます。

(投資の目標)
・斑鳩町下水道事業計画に基づいて投資効率等を勘案のうえ整備区域を決定し、経営状況を悪化させないよう注意しながら処理区域を拡大します。

(管きょの建設)
・管きょ整備は防災・安全対策の観点から耐震性を確保しながら、下水道事業計画区域内で各年度の整備区域について優先順位を検討したうえで、事業費を平準化して効率的に整備をすすめます。

(流域下水道建設費負担金)
・奈良県流域下水道中期計画に基づいて負担金額を計上しています。

(企業債償還金)
・発行済み企業債の元金償還金については、償還表により各年度ごとの金額を計上しています。新規発行の企業債元金償還金については、将来の投資額を勘案したうえで令和2年度予算時の据え置き期間及び償還期間を使用し、各年度額を試算しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	収益的収支については下水道使用件数の増加による使用料収入の増収、他会計補助金のうち基準外繰入の減少に取り組みます。また、資本的収支については企業債残高の減少に取り組みます。

(財源の目標)
・財源については、供用区域と接続人口の増加による使用料収入の増収を図り、維持管理費を賄うことを目標とします。

(使用料収入)
・使用料収入は増加傾向を見込んでおり、今後も水洗化率の向上を目的とした啓発活動を実施して収入の確保に努めます。使用料の改定に関しては、管きょの更新費用などが将来的に発生することから慎重に検討をすすめます。

(企業債への対応)
・国の補助事業を基本とした国庫補助金の充当残額及び単独事業費について、世代間の公平負担の役割の範囲内で計画的な借り入れを実施します。

(繰入金について)
・使用料収入では賄えない資本費(企業債償還金及び利息)や分流式下水道の資本費、その他必要と認められる経費等について一般会計繰入金の対象としていますが、下水道の健全な経営を目指し、繰入金を削減していくことを目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(職員給与費) ・現況の人件費を基に令和11年度までの給与費を計上しています。 (流域下水道維持管理費負担金) ・流域下水道維持管理費負担金は、汚水処理量の増加に比例して増額となる見込みです。 (減価償却費) ・減価償却費について、令和11年度までに償却を完了する資産はなく、今後も管きょ整備をすすめていくことから、減価償却費は増加していくと見込んでおり、それに伴って、長期前受金戻入額(自己資金以外の額)についても増加していく見込みです。 (支払利息) ・発行済み企業債の利息については、償還表により各年度ごとの金額を計上しています。新規発行の企業債利息については、据え置き期間の短縮などについても検討し、支払利息の抑制に取り組みます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組みや今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	奈良県流域下水道に接続しており、広域処理を実施していますが、その他の事項についても検討をすすめます。
投資の平準化に関する事項	特定の年度に投資が集中して、年度ごとの財政負担が大きく変動しないよう毎年度の総額を設定し、投資の平準化をはかります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用に関する事項については、現在のところ特にありません。
その他の取組み	その他の取組みについては、現在のところ特にありません。

② 財源についての検討状況等

使用料の見直しに関する事項	将来的に使用料収入が管路の更新事業と維持管理を安定的に賄えるよう、見直しについての調査・研究をすすめます。
資産活用による収入増加 の取組みについて	資産活用による収入増加の取組みについては、現在のところ特にありません。
その他の取組み	その他の取組みについては、現在のところ特にありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	管きょの維持管理については、住民サービスの向上や業務の効率化などを勘案しながら、民間活力の活用について検討をすすめます。
職員給与費に関する事項	下水道整備が完了するまでは、現在の職員数が適切であると考えています。
その他の事項	流域下水道維持管理費負担金は、汚水処理量に比例して増加していくと見込んでいます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略の進捗管理（モニタリング）については、計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、改善（Action）を行うPDCAサイクルを活用します。収支状況や管路整備等の進捗管理を的確に行っていくため、おおむね5年を一区切りとして、進捗状況の検証を行います。

経営比較分析表（平成30年度決算）

奈良県　斑鳩町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb3	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	51.02	58.85	84.00	2,592

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
28,361	14.27	1,987.46
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
16,667	2.41	6,915.77

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)　【108.69】

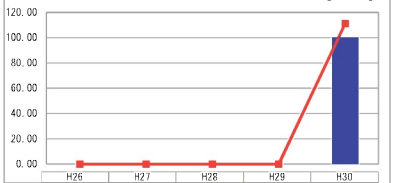

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	100.45
平均値	-	-	-	-	111.22

②累積欠損金比率(%)　【3.28】

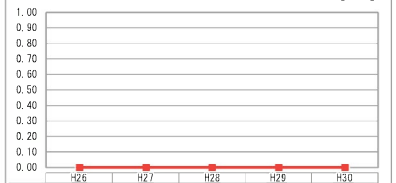

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	0.00

③流動比率(%)　【69.49】

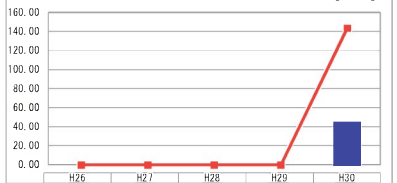

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	44.51
平均値	-	-	-	-	143.50

④企業債残高対事業規模比率(%)　【682.78】

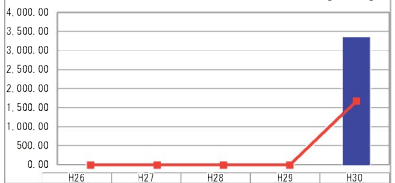

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	3,349.54
平均値	-	-	-	-	1,677.13

⑤経費回収率(%)　【100.91】

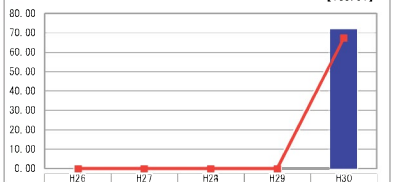

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	71.88
平均値	-	-	-	-	67.37

⑥汚水処理原価(円)　【136.86】

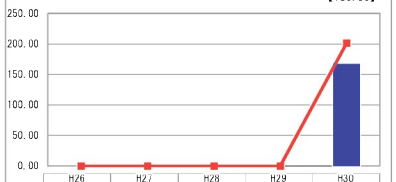

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	167.51
平均値	-	-	-	-	202.08

⑦施設利用率(%)　【58.98】

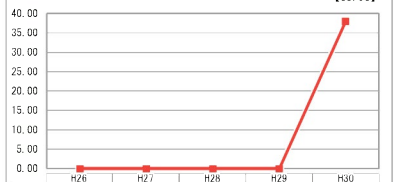

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	-
平均値	-	-	-	-	38.04

⑧水洗化率(%)　【95.20】

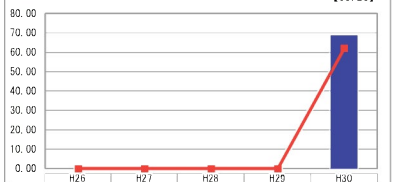

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	68.74
平均値	-	-	-	-	62.16

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)　【38.60】

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	2.15
平均値	-	-	-	-	5.11

②管渠老朽化率(%)　【5.64】

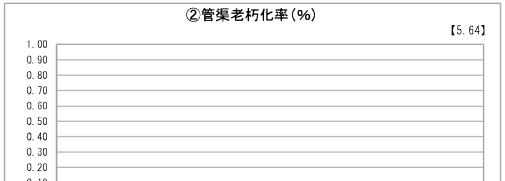

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	0.00

③管渠改善率(%)　【0.23】

	H26	H27	H28	H29	H30
当該値	-	-	-	-	0.00
平均値	-	-	-	-	0.25

※　「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を超えているが、整備途中のため使用料収入が少なく、一般会計からの補助金に依存している。
②累積欠損金はなし。
③公共下水道管渠の新設工事に伴う企業債の借入れがあり、流動負債に占める企業債償還金額が大きい。
④企業債償還金のピークを今後３年程で迎え、その後はなだらかに減少する予定。
⑤、⑥普及率が約59%で接続率も7割程度のため有収水量が少ないこと、使用料収入に占める維持管理費が高いことから、汚水処理原価が高く、経費回収率が低くなる要因となっている。
⑦管渠のみで施設はない。
⑧整備拡大とともに接続数は年々増加するが処理区域も拡大するため、今後も同水準で推移する。

2. 老朽化の状況について

①平成30年度に公営企業法を適用して企業会計化したことから償却資産額は少ない。また、管渠等が比較的新しいため、②、③の該当はない。

全体総括

整備促進に係る企業債の累積によって支出に占める償還金の割合が非常に高く、下水道事業の経営を逼迫させている。
町政策である公共下水道普及のため、今後も管渠等整備を進めるが、将来負担の軽減や経営の健全化に向けて、経営状況に応じた事業規模の調整を検討する必要がある。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区分	年度	前々年度（決算）	前年度（決算）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支	収益的収入 1．営業収益 (A)	137,954	145,567	145,240	146,424	147,743	153,018	158,046	162,888	167,557	172,019	176,315	180,504
	(1) 料金収入	137,514	145,102	144,755	146,074	147,393	152,668	157,696	162,538	167,207	171,669	175,965	180,154
	(2) 受託工事収益 (B)												
	(3) その他	440	465	485	350	350	350	350	350	350	350	350	350
	2．営業外収益	535,789	539,782	545,533	555,199	557,250	555,663	554,358	554,003	554,200	554,835	555,825	556,922
	(1) 補助金	159,759	150,849	141,796	148,685	141,574	130,666	120,344	111,048	102,277	93,945	85,967	78,096
	他会計補助金	159,759	150,004	140,696	148,685	141,574	130,666	120,344	111,048	102,277	93,945	85,967	78,096
	その他補助金		845	1,100									
	(2) 長期前受金戻入	375,961	388,827	403,734	406,511	415,673	424,994	434,011	442,952	451,920	460,887	469,855	478,823
	(3) その他	69	106	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	収入計 (C)	673,743	685,349	690,773	701,623	704,993	708,681	712,404	716,891	721,757	726,854	732,140	737,426
	収益的支出 1．営業費用	518,197	538,178	560,920	573,732	586,286	598,905	611,102	623,138	635,110	647,007	658,856	670,651
	(1) 職員給与費	28,819	31,004	32,004	35,197	35,197	35,197	35,197	35,197	35,197	35,197	35,197	35,197
	基本給	15,909	17,667	17,830	18,126	18,126	18,126	18,126	18,126	18,126	18,126	18,126	18,126
	退職給付費												
	その他	12,910	13,337	14,174	17,071	17,071	17,071	17,071	17,071	17,071	17,071	17,071	17,071
	(2) 経費	76,331	80,491	87,042	86,856	89,230	91,492	93,671	95,772	97,780	99,713	101,598	103,429
	動力費												
	修繕費	155	1,365	756	850	850	850	850	850	850	850	850	850
	材料費												
	その他	76,176	79,126	86,286	86,006	88,380	90,642	92,821	94,922	96,930	98,863	100,748	102,579
	(3) 減価償却費	413,047	426,683	441,874	451,679	461,859	472,216	482,234	492,169	502,133	512,097	522,061	532,025
	2．営業外費用	152,552	145,500	140,957	127,891	118,707	109,776	101,302	93,753	86,647	79,847	73,284	66,775
	(1) 支払利息	152,513	145,422	140,917	127,841	118,657	109,726	101,252	93,703	86,597	79,797	73,234	66,725
	(2) その他	39	78	40	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	支出計 (D)	670,749	683,678	701,877	701,623	704,993	708,681	712,404	716,891	721,757	726,854	732,140	737,426
	経常損益 (C)-(D) (E)	2,994	1,671	△ 11,104									
特別利益 (F)		4,183	1	1									
特別損失 (G)		2,998	602	10									
特別損益 (F)-(G) (H)		1,185	△ 601	△ 9									
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		4,179	1,070	△ 11,113									
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		4,179	5,249	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864	△ 5,864
流動資産 (J)		312,291	348,707	338,727	341,813	344,900	357,243	369,009	380,339	391,264	401,705	411,758	421,560
うち未収金		47,588	52,642	52,112	52,587	53,061	54,960	56,771	58,514	60,195	61,801	63,347	64,855
流動負債 (K)		701,560	735,728	752,745	662,133	678,525	676,636	669,201	678,456	676,749	681,786	690,921	688,237
うち建設改良費分		683,678	727,824	748,071	657,459	673,851	671,962	664,527	673,782	672,075	677,112	686,247	683,563
うち一時借入金													
うち未払金		266,533	291,807	286,326	191,653	198,963	202,427	195,799	194,190	194,743	194,743	194,743	194,743
累積欠損金比率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)													
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		137,954	145,567	145,240	146,424	147,743	153,018	158,046	162,888	167,557	172,019	176,315	180,504
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)													

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円）

区分＼年度			前々年度（決算）	前年度（決算）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	410,100	404,900	447,900	292,851	311,551	320,451	303,451	299,351	300,751	300,751	300,751	300,751
		うち資本費平準化債												
		2．他会計出資金												
		3．他会計補助金	350,335	367,977	392,704	429,160	432,441	440,674	434,582	432,975	443,060	439,996	444,226	452,548
		4．他会計負担金												
		5．他会計借入金												
		6．国（都道府県）補助金	276,238	314,873	281,389	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900	194,900
		7．固定資産売却代金												
		8．工事負担金	20,000	23,100	8,000	18,500	17,100	16,200	15,600	15,000	14,500	13,700	13,400	13,000
		9．その他												
		計 (A)	1,056,673	1,110,850	1,129,993	935,411	955,992	972,225	948,533	942,226	953,211	949,347	953,277	961,199
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	1,056,673	1,110,850	1,129,993	935,411	955,992	972,225	948,533	942,226	953,211	949,347	953,277	961,199
	資本的支出	1．建設改良費	690,048	725,614	732,461	490,274	508,975	517,836	500,880	496,764	498,180	498,180	498,180	498,180
		うち職員給与費	9,513	11,051	10,214	11,238	11,238	11,238	11,238	11,238	11,238	11,238	11,238	11,238
		2．企業債償還金	388,256	411,548	430,124	453,269	467,180	476,262	470,909	470,102	480,966	478,706	483,743	492,878
		3．他会計長期借入返還金	9,850	9,850	9,850	9,850								
		4．他会計への支出金												
		5．その他	146											
		計 (D)	1,088,300	1,147,012	1,172,435	953,393	976,155	994,098	971,789	966,866	979,146	976,886	981,923	991,058
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			31,627	36,162	42,442	17,982	20,163	21,873	23,256	24,640	25,935	27,539	28,646	29,859
補填財源		1．損益勘定留保資金	15,978	18,103	22,403	5,067	6,398	7,705	9,859	11,430	12,660	14,264	15,372	16,584
		2．利益剰余金処分額												
		3．繰越工事資金												
		4．その他	15,649	18,059	20,039	12,915	13,765	14,168	13,397	13,210	13,275	13,275	13,275	13,275
		計 (F)	31,627	36,162	42,442	17,982	20,163	21,873	23,256	24,640	25,935	27,539	28,646	29,859
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)			29,550	19,700	9,850									
企業債残高 (H)			8,648,003	8,641,355	8,659,131	8,498,713	8,343,084	8,187,273	8,019,815	7,849,064	7,668,849	7,490,894	7,307,902	7,115,775

○他会計繰入金

（単位：千円）

区分＼年度		前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分		159,759	150,004	140,696	148,685	141,574	130,666	120,344	111,048	102,277	93,945	85,967	78,096
	うち基準内繰入金	80,375	92,984	97,633	102,515	107,641	113,023	118,674	111,048	102,277	93,945	85,967	78,096
	うち基準外繰入金	79,384	57,020	43,063	46,170	33,933	17,643	1,670					
資本的収支分		350,335	367,977	392,704	429,160	432,441	440,674	434,582	432,975	443,060	439,996	444,226	452,548
	うち基準内繰入金	23,616	23,854	24,093	24,333	24,577	24,823	25,071	25,322	25,575	25,830	26,089	26,350
	うち基準外繰入金	326,719	344,123	368,611	404,826	407,864	415,852	409,511	407,654	417,485	414,166	418,137	426,198
合計		510,094	517,981	533,400	577,845	574,015	571,340	554,926	544,023	545,337	533,941	530,193	530,644